

議案第4号

つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の58.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」を加える。

第32条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700

14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		

90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				
111		304, 600	353, 900				
112		304, 900	354, 200				
113		305, 100	354, 700				
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					
定年 前再	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

任用 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

第2条 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第16条第1項第1号中「有料道路（以下」を「有料の道路（以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び第3項」を「次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「第1号及び次項」を「第1号、次項及び第5項」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第16条第4項中「次条第3項各号に掲げる者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある

場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条第3項中「次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削り、同項各号を削る。

第27条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第28条第2項中「並びに第13条、第14条及び第15条」を「及び第13条」に改める。

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)」を「100分の60」に改める。

第33条の見出し中「支払方法」を「支給方法」に改め、同条中「、扶養手当」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
----------	----	----	----	----	----	----	----

職員の区分	給号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	

73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					

	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

(つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくばみらい市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600

36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900

75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100

114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

第6条 つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「100分の6」を「100分の5」に改める。

(つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条中「、第6条及び第7条」を「及び第6条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年つくばみらい市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、第14条並びに第15条」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後のつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の特別職の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後のつくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の給与及び費用弁償に関する条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例、改正後の特別職の給与条例又は改正後の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつくばみらい

市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前のつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前のつくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の特別職の給与条例又は改正後の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてつくばみらい市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6)

配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第7条の規定による改正後のつくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第7条 第2条改正後給与条例第16条第4項及び第17条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第3条関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の号給

旧号給	新号給
-----	-----

	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21

38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	

76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

令和 6 年の人事院勧告による給料表の改定並びに扶養手当等の諸手当及び期末・勤勉手当の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)、<u>12月に支給する場合</u>には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、<u>「100分</u>	(期末手当) 第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5) _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と _____

の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2(第6条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
任用2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
短時3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
間勤4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
務職5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
員以6		189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
外の7		191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
職員8		192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9		194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10		196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11		197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300

前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に
100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2(第6条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再1		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
任用2		163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
短時3		164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
間勤4		165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
務職5		166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
員以6		167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
外の7		168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
職員8		169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9		170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10		172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11		173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700

12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500

12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900

37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,100	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200

62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	

62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	

87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		299,400	347,400		
95		299,700	347,800		
96		300,100	348,200		
97		300,300	348,400		
98		300,600	348,800		
99		301,000	349,200		
100		301,400	349,500		
101		301,600	349,800		
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		
109		303,800	353,200		
110		304,200	353,600		
111		304,600	353,900		

87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		

112	304,900	354,200					
113	305,100	354,700					
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

112	301,600	350,500					
113	301,800	351,000					
114	302,000						
115	302,300						
116	302,700						
117	302,900						
118	303,100						
119	303,400						
120	303,700						
121	304,100						
122	304,300						
123	304,600						
124	304,900						
125	305,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。 <u>(扶養手当)</u> 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 (削る) <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、<u>同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円</u>とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。 <u>(扶養手当)</u> 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円</u>とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条 削除

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- (新設)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給

は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給

する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

、第1号に定める額又

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又

は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)

______を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。))が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月

(2) (略)

- 4 前項の規定は、新たに 給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等

等 を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えると
きは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単
位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給
単位期間の月数に乗じて得た額)

(2) (略)

- 4 前項の規定は、次条第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に
相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(新設)

5 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(単身赴任手当)

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに

 に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

 その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(単身赴任手当)

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員と

なり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身

赴任手当を支給する。

(削る)

(削る)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第27条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に

赴任手当を支給する。

(1) 国家公務員又は職員以外の地方公務員

(2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(役員及び非常勤の者を除く。)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第27条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第21条から第23条までの規定は、管理職員には適用しない。

- 2 第7条第2項から第9項まで及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級

応じ、当該各号に定める額

とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第21条から第23条までの規定は、管理職員には適用しない。

- 2 第7条第2項から第9項まで並びに第13条、第14条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級

が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105

_____)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す

が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す

る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105

(特定幹部職員にあっては、100分の125

)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

(特定幹部職員にあっては、100分の60

)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職手当等の支給方法)

第33条 管理職手当____、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2(第6条関係)

行政職給料表

職員	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
----	---	----	----	----	----	----	----	----

る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員

にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員に

あっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職手当等の支払方法)

第33条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2(第6条関係)

行政職給料表

職員	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
----	---	----	----	----	----	----	----	----

の区分	務の級							
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
任用2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
員以6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
外の7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
職員8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300

の区分	務の級							
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
任用2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
短時3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
間勤4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
務職5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
員以6		189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
外の7		191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
職員8		192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9		194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10		196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11		197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12		199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13		201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14		202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15		204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16		206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17		207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18		209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19		210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100

20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	

45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	

70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			

70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			

95	299,700	349,200
96	300,100	349,500
97	300,300	349,800
98	300,600	350,200
99	301,000	350,600
100	301,400	351,000
101	301,600	351,500
102	301,900	351,900
103	302,200	352,300
104	302,500	352,700
105	302,700	353,200
106	303,000	353,600
107	303,300	353,900
108	303,600	354,200
109	303,800	354,700
110	304,200	
111	304,600	
112	304,900	
113	305,100	
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	

95	299,700	347,800
96	300,100	348,200
97	300,300	348,400
98	300,600	348,800
99	301,000	349,200
100	301,400	349,500
101	301,600	349,800
102	301,900	350,200
103	302,200	350,600
104	302,500	351,000
105	302,700	351,500
106	303,000	351,900
107	303,300	352,300
108	303,600	352,700
109	303,800	353,200
110	304,200	353,600
111	304,600	353,900
112	304,900	354,200
113	305,100	354,700
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	

120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と____、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくばみらい市条例第36号)新旧対照表(第5条関係)

改正案			現行		
別表第1(第4条関係) 行政職給料表			別表第1(第4条関係) 行政職給料表		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	1	162,100	208,000
2	184,600	231,500	2	163,200	209,700
3	185,800	233,000	3	164,400	211,400
4	186,900	234,500	4	165,500	212,900
5	188,000	236,000	5	166,600	214,400
6	189,700	237,500	6	167,700	216,200
7	191,300	239,000	7	168,800	217,900
8	192,900	240,500	8	169,900	219,600
9	194,500	242,000	9	170,900	221,100
10	196,200	243,400	10	172,300	222,600
11	197,800	244,800	11	173,600	224,100
12	199,400	246,200	12	174,900	225,600
13	201,000	247,400	13	176,100	226,800
14	202,700	248,600	14	177,600	228,200
15	204,400	249,800	15	179,100	229,600
16	206,100	251,000	16	180,700	231,000
17	207,400	252,100	17	181,800	232,400

18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>

43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>

68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>

93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
94		<u>299,400</u>	94		<u>295,900</u>
95		<u>299,700</u>	95		<u>296,200</u>
96		<u>300,100</u>	96		<u>296,600</u>
97		<u>300,300</u>	97		<u>296,800</u>
98		<u>300,600</u>	98		<u>297,100</u>
99		<u>301,000</u>	99		<u>297,500</u>
100		<u>301,400</u>	100		<u>297,900</u>
101		<u>301,600</u>	101		<u>298,100</u>
102		<u>301,900</u>	102		<u>298,400</u>
103		<u>302,200</u>	103		<u>298,800</u>
104		<u>302,500</u>	104		<u>299,100</u>
105		<u>302,700</u>	105		<u>299,300</u>
106		<u>303,000</u>	106		<u>299,600</u>
107		<u>303,300</u>	107		<u>300,000</u>
108		<u>303,600</u>	108		<u>300,300</u>
109		<u>303,800</u>	109		<u>300,500</u>
110		<u>304,200</u>	110		<u>300,900</u>
111		<u>304,600</u>	111		<u>301,300</u>
112		<u>304,900</u>	112		<u>301,600</u>
113		<u>305,100</u>	113		<u>301,800</u>
114		<u>305,300</u>	114		<u>302,000</u>
115		<u>305,600</u>	115		<u>302,300</u>
116		<u>306,000</u>	116		<u>302,700</u>
117		<u>306,200</u>	117		<u>302,900</u>

118		<u>306,400</u>	118	<u>303,100</u>
119		<u>306,700</u>	119	<u>303,400</u>
120		<u>307,000</u>	120	<u>303,700</u>
121		<u>307,400</u>	121	<u>304,100</u>
122		<u>307,600</u>	122	<u>304,300</u>
123		<u>307,900</u>	123	<u>304,600</u>
124		<u>308,200</u>	124	<u>304,900</u>
125		<u>308,500</u>	125	<u>305,200</u>

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくばみらい市条例第36号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間をつくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第24号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。 2・3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額とする。	(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間をつくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第24号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。 2・3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額を加算した額とする。

つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第129号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (削る) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第22条 第5条及び第6条 _____ の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第22条 第5条、<u>第6条及び第7条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年つくばみらい市条例第22号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
附 則 (つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつくばみらい市職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～6 (略) 7 つくばみらい市職員の給与に関する条例第7条第2項及び第5項から第8項まで、第13条_____並びに新給与条例第7条第3項、第4項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略)	附 則 (つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつくばみらい市職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～6 (略) 7 つくばみらい市職員の給与に関する条例第7条第2項及び第5項から第8項まで、第13条、<u>第14条並びに第15条</u>並びに新給与条例第7条第3項、第4項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略)